

日本史(28)「地方政治の展開と武士②～荘園の発達～」

○今回のポイント

国司の徴税を逃れるため、開発領主らは所領を名目上寄進し、自らは土地を管理する荘官となって、土地の保護をうけ利権を確保した。

(1) 開発領主の出現

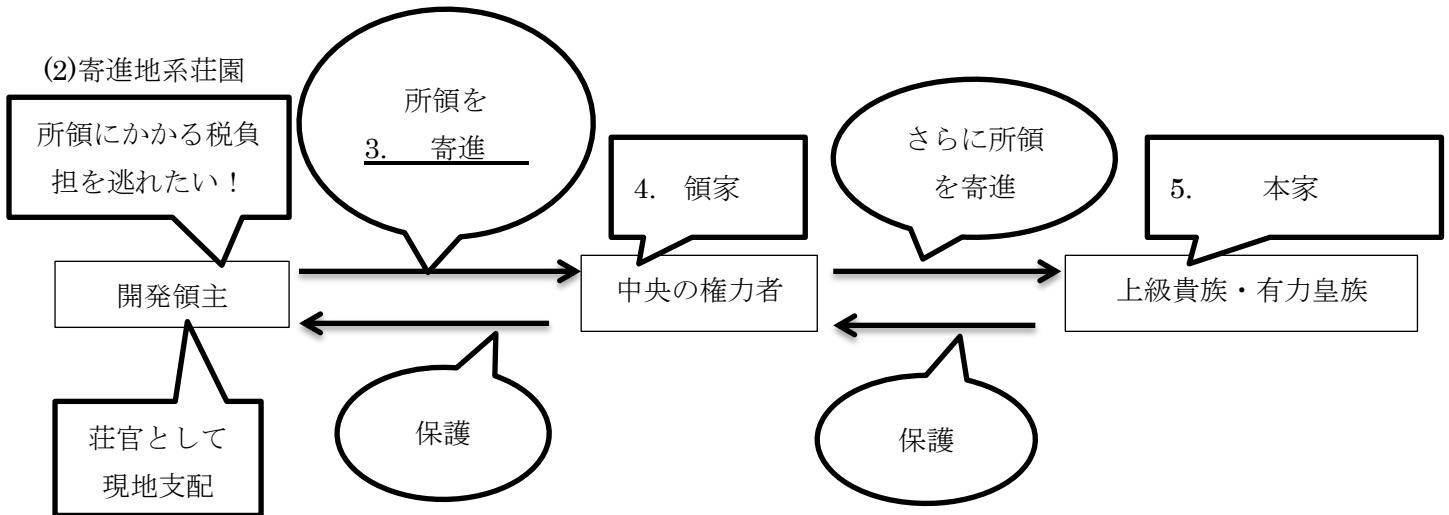
■ 10 世紀後半

↓
・有力農民や地方に土着した国司の子孫は、国衙から[1. 臨時雑役]を免除され、一定の領域を開発。

■ 11 世紀

・有力農民たちは「2. 開発領主」と呼ばれるようになる。

(2) 寄進地系荘園



※荘官…荘園の管理者。寄進地系荘園では寄進する以前の土地所有者が荘官の権利を持つ。

上級荘官である[6. 預所]や下級荘官の[7. 下司]などがある。

※領家・本家のうち、実質的な支配権をもつものを本所といった。

※畿内周辺では、有力寺社が農民の寄進をうける。小規模な[8. 寺社領荘園]が量産される。

(3) 不輸・不入の権

■ [9. 不輸の権]…貴族や有力寺社の権威を背景に政府から官物や臨時雑役など免除してもらう権利。

↓
・ [10. 官省符荘]…政府公認で税が免除。太政「官」符や民部「省」符によったので官省符荘。

↓
・ [11. 国免荘]…国司(受領)によって税が免除。国司の任期中のみ認められた。

■ 荘園内での開発の進展

↓
・ 不輸の範囲や対象をめぐる[12. 荘園領主]と[13. 国衙]の対立激化。

■ [14. 不入の権]…荘園領主の権威を利用して、検田使など国衙の使者の立ち入りを認めない特権。

↓
・ [15. 検田使]…国内の耕作状況を調査し、官物や臨時雑役の負担額を定めるために派遣される使者。

■ 11 世紀後半の状況

○受領から中央に送られる税収が減少。

↓

○律令制で定められた[16. 封戸](官吏の給与)などの収入が不安定

↓

○皇室・摂関家・大寺社は、積極的に寄進を受け、さらなる荘園の拡大をはかる。

【史料を図解で確認しよう！】

25 荘園の寄進—[17. 鹿子木荘]の例

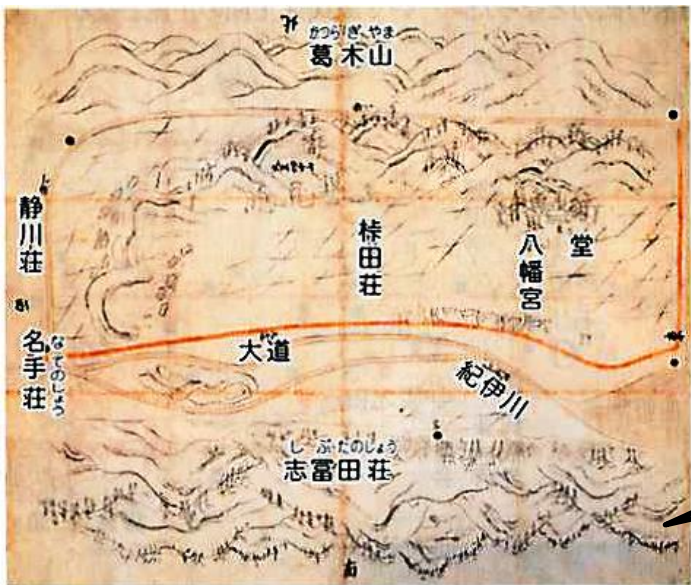
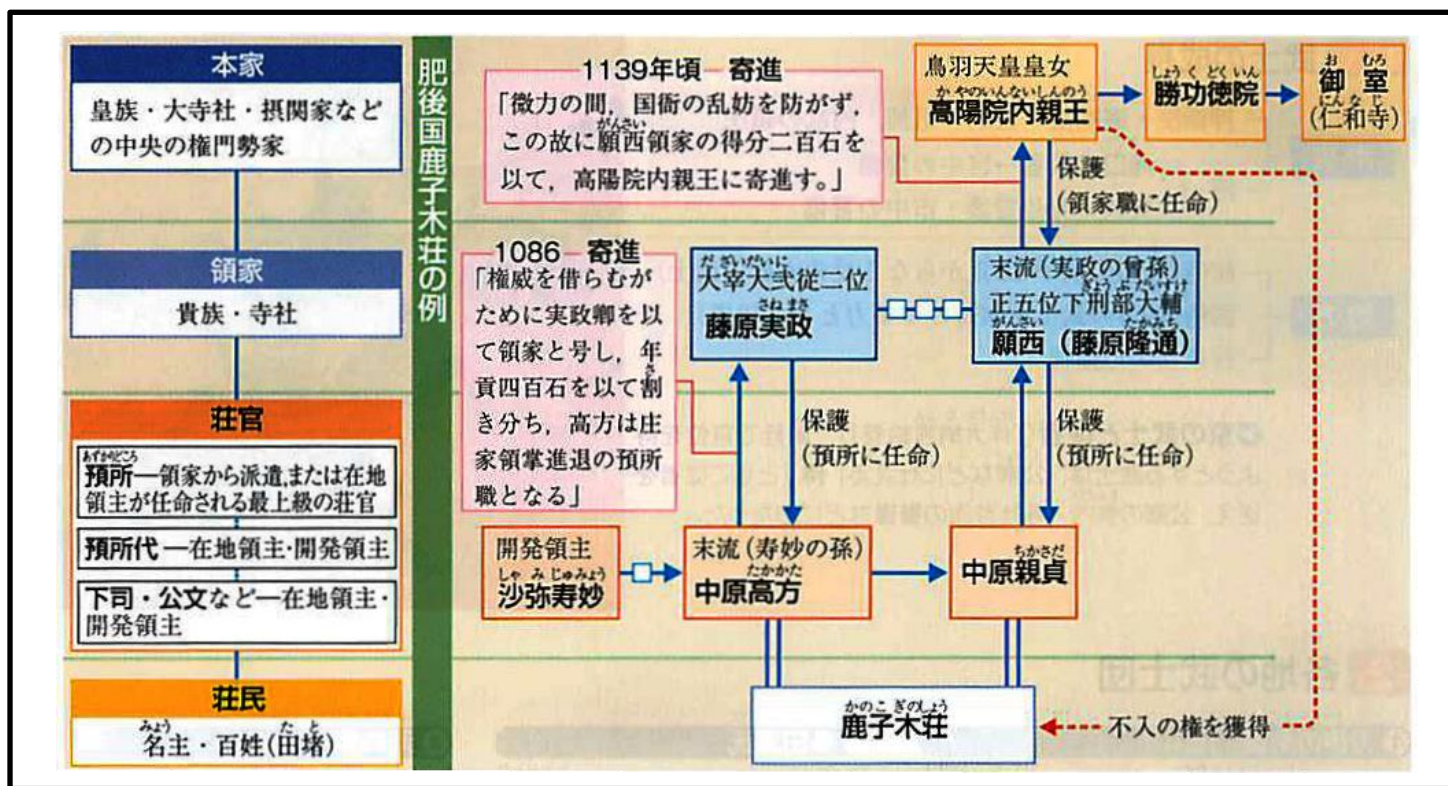
■[18. 東寺百合文書]

鹿子木の事

一、当寺の相承は、[19. 開発領主]沙弥寿妙(シャジ ユミョウ)嫡々相伝の次第也。

一、寿妙の末流の上方の時、**権威を借らむがために**、実政卿を以て[20. 領家]と号し、年貢四百石を以て割き分ち、上方は庄家領掌進退の[21. 預所]職となる。……

一、実政の末流の願西微力の間、**国衛の乱妨を防がず**。是の故に願西、領家得分二百石を以て、高陽院内親王に[22. 寄進]す。件の宮薨去の後、御菩提の為に、勝功德院を立てられ、かの二百石を寄せらる。その後、美福門院の御計として御室に進付せらる。是れ則ち[23. 本家]の始め也。……



[24. 栢田荘](カセダノショウ)
[25. 紀伊国]の神護寺領の荘園。9世紀初め、日根氏が開発。12世紀後半に後白河院領、次いで神護寺に寄進された。その絵図によると、南に志富田荘、西に静川荘、名手荘があり、東西南北の四至に[26. 勝示](境界の標識)が立てられている。